

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年7月14日

照会部署名 草津年金事務所厚生年金適用調査課  
照会担当者 アシスタントインストラクター 厚生年金適用調査課長 横田 修  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

[業務実施部署の長の確認] 木頃

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No.2010—055

本部受付番号 No.2010—771

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

任意適用事業所の認可について

(内容)

<根拠条文: 厚年法6条第3項、厚年法則第13条の3、健保法第31条第1項、健保法則第21条>

強制適用事業所でない個人事業所が、当該事業所に使用される者の二分の一以上の同意を得て、厚生年金のみ、もしくは健康保険のみの適用事業所となることは可能か。

事業主より、健保法則第21条(「同時に厚生年金法第6条第3項の認可を受けようとするときは、健康保険任意適用申請書にその旨を付記しなければならない」)及び厚生年金法則第13条の3(「同時に健康保険法第31条第1項の認可を受けるために、健康保険法施行規則第1項の規定によって申請書を提出するときは、これに併記して行うものとする」)を読む限りでは、それぞれどちらかだけの任意適用の申請をすることが出来るのではないか、という指摘を受けました。

しかし当事務所ではこれまで、強制適用に準じて厚年・健保の同時加入しかできない旨の説明をしてきました（国保組合加入者や、厚生年金保険任意単独被保険者など被保険者単位の申請は除く）。この度事業主より「どちらかのみの加入は認められない」ことについて根拠を求められましたので、ご教示願います。

<参考>

厚生年金のみ、もしくは健康保険のみの適用事業所となることが可能な場合は、「厚生年金のみ、もしくは健康保険のみ任意適用後に任意から強制になった場合（従業員が5人以上になるなど）」の事務処理、及び「強制から任意になった場合（従業員が5人未満になるなど）に厚生年金のみ、もしくは健康保険のみの適用事業所となる」ための事務処理の取扱を整備する必要があると思われます。

(ブロック本部回答)

当該疑義照会につきましては諸規定等に示されていませんので機構本部への照会をお願いいたします。

なお、近畿ブロック本部より類似する案件を機構本部へ照会を行っております（機構本部受付番号【2010-246】）が、現在のところ回答は出ていません。

回答日 平成22年7月20日  
回答部署名 近畿ブロック本部適用・徵収支援部厚生年金適用支援グループ  
回答作成者 マニュアルインストラクター（厚生年金適用支援G長）新村 知之  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

(本部回答)

疑義照会回答 No2010-482 のとおり。

回答日 平成23年 6月23日  
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ  
回答作成者 (一般) 小玉 幸夫  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長)	坂東
----------------------------------	----